

上郡町記者発表資料

発表年月日	送信枚数	発信元
令和3年5月12日	4枚 (本紙含む)	上郡記者クラブ事務局 担当：西山 TEL：0791-52-1111 FAX：0791-52-5172

行政手続きの押印を原則廃止します

～町独自手続きの約9割を廃止～

行政手続きの簡素化及び町民の利便性の向上を図るため、個人、事業者及び職員が行う申請手続き等において、町民等に求めている申請書等の氏名欄の認印の押印について、町独自の押印見直し方針を定めたうえで、見直しを実施し、下記のとおり原則廃止することとしました。

■内容

- (1) 現在押印を求めている町独自の手続は 1, 100手続。
このうち、1, 014手続(92.2%)で押印を廃止し、残りの86手続(7.8%)は、押印の存続も含め引き続き検討することとします。
- (2) 国の法令等に基づく272手続は、国等の動向を踏まえ、適宜見直しを行います。

■今後の対応

- (1) 押印を廃止する手続 (1, 014手続)
- ① 根拠規定がない手続 (142手続) は、直ちに廃止します。
 - ② 規則等に基づく手続 (867手続) は、順次、規則等を改正し、廃止します。
 - ③ 条例に基づく手続 (5手続) のうち、条例中に押印が明示されているもの(3手続)は、令和3年6月定例会に条例改正を提案して廃止を目指します。明示されていないもの(2手続)は、直ちに廃止します。
- (2) 押印の存続も含め、引き続き検討する手続 (86手続)
- 印鑑登録証明書付きの実印を求める手続など、厳格な本人確認を求める手続や、金融機関の届出印を求める手続、町押印見直し方針で存続に該当する手続等については、存続も含めて引き続き検討します。

※詳細は、別紙公表資料を確認してください。

■問い合わせ先

部署：総務課 (担当：西山)
住所：赤穂郡上郡町大持 278 番地
TEL：0791-52-1111 FAX：0791-52-5172

さわやかに歴史と
未来の出逢うまち



上郡町

行政手続に関する押印の見直しについて

1 全庁調査の実施

- (1) 行政手続きの簡素化及び町民の利便性の向上を図るため、個人、事業者及び職員が行う申請手続き等において、町民等に求めている申請書等の氏名欄の認印の押印について、町独自の押印見直し方針を定め、見直しを実施。

【申請書等の押印見直し方針（抜粋）】

以下の3つの判断基準により分類し、1の押印が必要なもの以外は、原則押印を廃止する。

- 1 押印が必要なもの
 - (1) 契約書
 - (2) 入札参加資格者に対して記名押印を義務付けしている書類
 - (3) 補助金等の請求書
 - (4) 本町以外の組織・団体から押印が義務付けされているもの
 - (5) 国・県の法令等により押印が義務付けされているもの
- 2 署名が必要なもの(署名または記名押印の選択制)
- 3 押印も署名も不要なもの

(2)

〔調査概要〕

令和2年11月下旬～12月上旬にかけて全件棚卸し調査を実施し、内容を精査したうえで、令和3年3月に二次調査を行い内容を確定

対象部局：町長部局、議会、教育委員会、農業委員会など すべての部局

調査対象：押印を求める全ての行政手続（内部手続を含む）

2 見直し内容

- (1) 現在押印を求めている町独自の手続は 1, 100 手続
 うち、1, 014 手続(92.2%)で押印を廃止
 うち、86 手続(7.8%) (印鑑登録証明書付の実印を求める手続等)は押印の存続も含め引き続き検討

区分	手続数	廃止	存続も含め 引続き検討	押印の種類		
				印鑑 証明付	届出印	認印
根拠規定がない手続	155	142	13	6	5	2
規則等に基づく手続	940	867	73	9	0	64
条例に基づく手続	5	5	0	0	0	0
合計	1,100	1,014	86	15	5	66

- (2) 国の法令等に基づく272手続は国等の動向を踏まえ、適宜見直し

3 今後の対応

(1) 押印を廃止する手続（1, 014手続）

- ①根拠規定がない手続（142手続）は、直ちに廃止
- ②規則等に基づく手続（867手続）は、順次、規則等を改正し廃止
- ③条例に基づく手続（5手続）のうち、条例中に押印が明示されているもの（3手続）は、令和3年6月定例会に条例改正を提案して廃止予定。明示されていないもの（2手続）は、直ちに廃止

(2) 押印の存続も含め、引き続き検討する手続（86手続）〔別紙〕

印鑑登録証明書付きの実印を求める手続など、厳格な本人確認を求める手続、金融機関の届出印を求める手続、及び町押印見直し方針で存続に該当する手続等

- (例)・個人の資産に関する手続
・補助金の請求に関する手続

→制度の趣旨から厳格な確認が必要と考えられる場合には、印鑑証明の提出を求める方向での改正も検討

(3) 行政手続のオンライン化の推進

添付書類の見直しや事務処理手順の改革など業務プロセス全体を見直した上で、早急に手続のオンライン化を推進

【参考】 国の法令等に基づく手続（272手続）

- (例)・契約に関する手続

地方自治法第234条（契約の締結）

- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書（略）を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、（略）当該契約は、確定しないものとする。

押印の存続も含め、引き続き検討する手続

(1)印鑑登録証明書付き実印を求める(予定の)手続

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	押印以外に求める本人確認手段	引き続き検討(存続)が必要な理由	担当課
1	寄付申出書	—	実印	印鑑登録証明書	厳格な本人確認が必要	建設課
2	登記原因情報証明書 (等登記関係書類)	—	実印	印鑑登録証明書	厳格な本人確認が必要	建設課
3	筆界確認書	—	実印	印鑑登録証明書	厳格な本人確認が必要	建設課
4	官民有地境界協定書	—	実印	印鑑登録証明書	厳格な本人確認が必要	建設課
5	申請書添付の隣接者及び利害関係人同意書	—	実印	印鑑登録証明書	厳格な本人確認が必要	建設課
6	委任状(各種申請書に添付される物含む)	—	実印	印鑑登録証明書	厳格な本人確認が必要	建設課
7	請書	上郡町営住宅規則	実印	印鑑登録証明書	厳格な本人確認が必要	建設課
8	代表者選任通知書	西播都市計画事業上郡駅前土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則	実印	印鑑登録証明書	厳格な本人確認が必要	建設課
9	相続人通知	同上	実印	印鑑登録証明書	厳格な本人確認が必要	建設課
10	相続人代表者選任通知	同上	実印	印鑑登録証明書	厳格な本人確認が必要	建設課
11	重畳的債務引受申出書	西播都市計画事業上郡駅前土地区画整理事業清算金取扱規則	実印	印鑑登録証明書	厳格な本人確認が必要	建設課
12	清算金債務承継届	同上	実印	印鑑登録証明書	厳格な本人確認が必要	建設課
13	債権譲渡通知書	同上	実印	印鑑登録証明書	厳格な本人確認が必要	建設課
14	清算金債権相続届	同上	実印	印鑑登録証明書	厳格な本人確認が必要	建設課
15	印鑑届	上郡町学校給食センター物資納入事業者登録要綱	実印	印鑑登録証明書	法人の厳格な意思確認が必要	教育総務課

(2)金融機関届出印を求める手続

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	押印以外に求める本人確認手段	引き続き検討(存続)が必要な理由	担当課
1~5	各種口座振替納付依頼書	—	金融機関届出印	—	金融機関との調整が必要	各課

(3)認印を可能とする手続

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	押印以外に求める本人確認手段	引き続き検討(存続)が必要な理由	担当課
1~65	各種補助金(助成金)等請求書	規則等に規定 64 根拠規定なし 1	認印	—	押印見直し方針該当による存続	各課
66	契約保証金還付受領書	—	認印	—	押印見直し方針該当による存続	会計課